

JGAP総合規則【家畜・畜産物】2019 に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

| 受付番号 | 章・項目番号 | 提案者 | 意見・改善案等 | 対応 | 章・項目番号 |
|------|-----------------------------|---------------------------------|--|---|--|
| 1 | 13.3.2 認証機関の義務 | JGAP 指導員 農場 HACCP 指導員・審査員 | 《意見》 高額な審査員研修を受講し、登録申請しようにもその手順や申請書類の入手方法などが全く分からない。 また審査員の登録可否判断基準が全く分からない。 審査員の登録は認証機関を窓口とされているようなので、それらの公開や対応をしっかりとすることを義務として追加して欲しい。 | 審査員の登録手続きに関することについては、審査員研修の際に受講者に対して説明するよう研修機関に徹底する。 なお、審査員の登録要件については、JGAP 総合規則(家畜・畜産物)の11.3に定めるとおりである。 | |
| 2 | 6.2(1) 認証の対象となる商品 | 認証機関 | 《意見》 乳用牛・生乳でどれかを選んだ場合であっても標準審査時間が同じとなることは理解しているが、認証品目として生乳または鶏卵のみとした場合においても飼養工程が審査に含まれることをどこかに明記して欲しい。(品目が生乳に限定した場合、搾乳作業のみと考える可能性もあるため) | ご指摘のような誤解を防ぐため、7.1(3)の「標準審査時間」中「a)個別認証における審査時間」の表を改正した。 また、6.2(1)「認証の対象となる商品」中 a)のただし書き『「乳用牛・生乳」および「採卵鶏・鶏卵」については、認証の対象をそれぞれいずれかの品目に限定することができる』は、b)の規定「認証を希望する農場・団体は、その農場・団体が生産・販売している品目に関し、特定の品目に限定して認証の対象とすることができる」旨の規定と重複するため、これを削除した。 | 6.2(1) 認証の対象となる商品 7.1(3) 標準審査時間 |
| 3 | 7.3(5) 家畜伝染病発生時における審査対応等 | 会 員 | 《意見》 認証の有効期限を延長することについては、慎重に対応する必要があるのではないかと考えます。 日本適合性認定協会は、自然災害発生時における審査対応に関し、2011年3月15日付けの通知で「認証を受けた組織が再認証審査を受けることができない、あるいは、認証機関が認証審査を実施できない場合にお | 自然災害発生時の審査対応については、農産・畜産共通の問題であることから、農産の総合規則の見直しの際に、家畜伝染病発生時における対応等を含め、改めて畜産の総合規則を見直すこととした。 | 7.3 審査のタイミングと条件 |

| 受付 番号 | 章・項目番号 | 提案者 | 意見・改善案等 | 対 応 | 章・項目番号 |
|----------|--------|-----|---|-----|--------|
| | | | <p>いても認証は失効する。しかし、失効後、適切な期間内（通常6か月を超えない）に、審査を実施することができれば、認証を再取得するための初回の審査ではなく、認証の更新のための審査とみなすことができる」としています</p> <p>一方、このたびの畜産の総合規則改正案では、「家畜伝染病発生時における審査対応等」として、「認証の有効期限を3か月を超えない範囲で必要期間延長できる」とされています。</p> <p>自然災害発生時も家畜伝染病発生時も基本的には類似の状況の中で、日本適合性認定協会が示している対応と基本的な考え方が異なっています。</p> | | |